（補修等）

第百五十一条の百十一　事業者は、第百五十一条の百八若しくは第百五十一条の百九の検査又は前条の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

第二款　伐木等機械

（伐木作業における危険の防止）

第百五十一条の百十二　事業者は、伐木等機械を用いて伐木の作業を行うときは、立木を伐倒しようとする運転者に、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かせなければならない。

2　前項の運転者は、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かなければならない。

（造材作業における危険の防止）

第百五十一条の百十三　事業者は、伐木等機械を用いて造材の作業を行うときは、造材を行う原木等が転落し、又は滑ることによる危険を防止するため、当該作業を行おうとする運転者に、平たんな地面で当該作業を行う等の措置を講じさせなければならない。

2　前項の運転者は、同項の措置を講じなければならない。

第三款　走行集材機械

（ワイヤロープの安全係数）

第百五十一条の百十四　事業者は、走行集材機械のウインチ又はスリングに用いるワイヤロープの安全係数については、四以上としなければならない。

2　前項の安全係数は、ワイヤロープの切断荷重の値を、当該ワイヤロープにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

（不適格なワイヤロープの使用禁止）

第百五十一条の百十五　事業者は、走行集材機械のウインチ若しくはスリングに用いるワイヤロープ又は積荷の固定に用いるワイヤロープについては、次のいずれかに該当するものを使用してはならない。

一　ワイヤロープ一よりの間において素線（フイラ線を除く。以下本号において同じ。）数の十パーセント以上の素線が切断したもの

二　摩耗による直径の減少が公称径の七パーセントを超えるもの

三　キンクしたもの

四　著しい形崩れ又は腐食のあるもの

（スリング等の点検）

第百五十一条の百十六　事業者は、走行集材機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、当該作業に用いるスリング及び積荷の固定に用いるワイヤロープの状態について点検し、異常を認めたときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

（合図）

第百五十一条の百十七　事業者は、走行集材機械のウインチの運転について、一定の合図及び合図を行う者を定め、運転に当たつては、当該合図を使用させなければならない。

2　前項の走行集材機械のウインチの運転者は、同項の合図に従わなければならない。

（原木等の積載）

第百五十一条の百十八　事業者は、走行集材機械に原木等を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

一　偏荷重が生じないように積載すること。

二　荷崩れ又は原木等の落下による労働者の危険を防止するため、積荷をワイヤロープで固定する等必要な措置を講ずること。

（荷台への乗車制限）

第百五十一条の百十九　事業者は、荷台を有する走行集材機械を走行させるときは、当該走行集材機械の荷台に労働者を乗車させてはならない。

2　労働者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。

第四款　架線集材機械

（ワイヤロープの安全係数）

第百五十一条の百二十　事業者は、架線集材機械のウインチ又はスリングに用いるワイヤロープの安全係数については、四以上としなければならない。

2　前項の安全係数は、ワイヤロープの切断荷重の値を、当該ワイヤロープにかかる荷重の最大の値で除した値とする。

（不適格なワイヤロープの使用禁止）

第百五十一条の百二十一　事業者は、架線集材機械のウインチ又はスリングに用いるワイヤロープについては、次のいずれかに該当するものを使用してはならない。

一　ワイヤロープ一よりの間において素線（フイラ線を除く。以下本号において同じ。）数の十パーセント以上の素線が切断したもの

二　摩耗による直径の減少が公称径の七パーセントを超えるもの

三　キンクしたもの

四　著しい形崩れ又は腐食のあるもの

（スリングの点検）

第百五十一条の百二十二　事業者は、架線集材機械を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、当該作業に用いるスリングの状態について点検し、異常を認めたときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

（合図）

第百五十一条の百二十三　事業者は、架線集材機械のウインチの運転について、一定の合図及び合図を行う者を定め、運転に当たつては、当該合図を使用させなければならない。

2　前項の架線集材機械のウインチの運転者は、同項の合図に従わなければならない。

第二節　機械集材装置及び運材索道

（調査及び記録）

第百五十一条の百二十四　事業者は、林業架線作業（機械集材装置若しくは運材索道の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業をいう。以下同じ。）を行うときは、集材機又は運材機の転落、地山の崩壊、支柱の倒壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について広さ、地形、地盤の状態等、支柱とする立木の状態及び運搬する原木等の形状等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

（作業計画）

第百五十一条の百二十五　事業者は、林業架線作業を行うときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2　前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

一　支柱及び主要機器の配置の場所

二　使用するワイヤロープの種類及びその直径

三　中央垂下比

四　最大使用荷重、搬器と搬器の間隔及び搬器ごとの最大積載荷重

五　機械集材装置の集材機の種類及び最大けん引力

六　林業架線作業の方法